

食品衛生法施行規則等の一部改正案に
関する御意見募集結果について

平成 23 年 月 日
消 費 者 庁

このことについて、平成 22 年 11 月 29 日から 12 月 28 日までの間、消費者庁ホームページ等を通じて、御意見を募集したところ、計 9 件の御意見をいただきました。

いただいた御意見とそれらに対する回答を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。なお、とりまとめの都合上、いただいた御意見のうち同趣旨のものは適宜集約し、また、パブリックコメントの対象となる事項についてのみ回答しております。

御協力ありがとうございました。

記

1 意見公募期間及び提出方法

(1) 意見公募期間：平成 22 年 11 月 29 日から平成 22 年 12 月 28 日

(2) 意見提出方法：郵送、F A X 又は電子メール

2 意見募集の対象

食品衛生法施行規則等の一部改正案

3 提出された意見と回答

別紙のとおり

【お問い合わせ先】

消費者庁食品表示課 江島、中田

電話 03-3507-8800 (内線 2316、2317)

FAX 03-3507-9292

食品衛生法施行規則等の一部改正案に関する御意見募集結果

(別紙)

分類	御意見の内容	回答
原案に賛成する御意見	<p>このたびフルジオキソニルの使用が認められるに当たり「あんず、おうとう等」に食品表示の対象を拡大しようとする改正案は食品添加物表示のこれまでの基本的考え方に沿った措置であり、消費者の選択の利便に資するものと考えられ当協会としても賛成いたします。また、輸入青果物の添加物表示については、当協会としても従前よりその適正化に努めてきたところでありますが、今後ともその普及を図ってまいります。</p> <p>原案に賛成致します。</p> <p>【理由1】安全性がきちんと担保された農薬や収穫後農薬は、安全かつ高品質な農産物の生産と流通に欠かせない農業生産技術の一つです。また、病害虫や病害菌の耐性獲得を避けるためには常に新たな剤の開発が求められています。近年の環境意識の高まりから、後発の農薬や収穫後農薬には安全性はもとより、より高い環境への配慮が施されていると考えます。</p> <p>【理由2】収穫後農薬に代表されるような技術を適切に利用することで、輸入果物の安全性確保と安定供給が可能になると考えます。</p> <p>【理由3】フルジオキソニルの食品添加物指定にともない、その使用を認める作物が拡大されることは、多彩な青果物の安定供給を可能にし、消費者の選択の幅を広げ、より豊かな食生活を享受できるものと考えます。</p>	<p>適切な表示がなされるよう、業界の皆様のご協力をお願いします。</p> <p>ご意見ありがとうございました。</p>
原案に修正を求める御意見	<p>規則に比べ、告示は、e-govの法令検索で検索できないなど、国民への情報の伝達力において劣ります。したがって、告示であんず、おうとう等と具体的な果実名を定めるのではなく、規則で直接具体的な果実名を定めるべきだと思います。それが煩雑でいやだとしても、現在より情報伝達力を低下させないため、規則別表第3第11号八を「かんきつ類、バナナその他の消費者庁長官が定める果実」とするべきだと思います。</p>	<p>御意見を踏まえ、規則に表示義務を課す果実を全て列挙することとします。</p>
表示基準に関連した御意見	<p>食品添加物防腐剤を使用した食品及びその加工品は、柑橘類とバナナだけでなく、すべて、その旨、表示すべきである。</p> <p>フルジオキソニルを添加したあんず、おうとう、かんきつ類(みかんを除く。)、キウイー、ざくろ、すもも、西洋なし、ネクタリン、びわ、マルメロ、もも、りんごに限らず、これらの食品を原料とした加工食品にも、「防かび剤(フルジオキソニル)」あるいは「防ばい剤(フルジオキソニル)」と表示させて下さい。</p> <p>また、加工助剤としての表示免除については、基準(例えば、「1ppb以下の場合に限る。」</p>	<p>食品衛生法施行規則では、原則として全ての包装された食品について、使用した添加物の物質名を表示することとされております。</p> <p>ただし、加工食品の原材料に使用された添加物については、最終製品に効果を発揮することができる量より少ない量しか含ま</p>

	<p>「検出されてはならない。」)を示し厳格に運用させて下さい。 さらに、厳格な運用を実施するための管理体制を整えてください。</p>	<p>れていない場合、表示を免除することができるとされております。 このような場合は、国際基準であるコーデックスでも表示が義務付けられておりません。</p>
	<p>食品添加物防腐剤使用の表示は、食品をいれたダンボールなどの梱包資材や容器に表示するだけでなく、ばら売りされる食品についても、消費者がわかるように表示させるべきである。 バラ売り表示については、ガイドラインではなく強制力のある義務付けであるべきです。</p>	<p>現在、食品衛生法に基づく表示が義務づけられるものは包装されたものに限定されています。 ばら売りされた果物については、立て札などで消費者に対して情報伝達が行われるよう、保健所において指導が行われており、昨年12月に全国で実施した一斉取締りにおいても、保健所に対して重点的な監視指導を依頼したところです。今後も監視指導を継続することで対応します。</p>
<p>パブリックコメントの対象以外に関する御意見</p>	<p>消費者庁は安全性をめぐる審議がリスク管理機関において行われた場合、その結論を鵜呑みにすることなく、必要があれば管理機関に差し戻すことも行うべきです。 今回のフルジオキソニルの諮問と審議の段取りは段階を踏んでおらず、不適切です。 消費者委員会での審議においては、総合的な議論を行ったうえで、表示ルールを審議すべきです。 ポストハーベスト農薬を「食品添加物」として認めることを止めるべきです。またこうした農薬の使用対象の拡大、使用基準の緩和には歯止めをかける必要があります。 フルジオキソニルの指定には次の理由から反対します。 1) 日本においてポストハーベストとして使用実態もないものを食品添加物として指定する必要性はない。 2) ポストハーベスト農薬として使用するとなると、その残留農薬基準値は10倍にもなり極めて危険性の高いものになってしまう。 私たちは、新たな防腐剤の食品添加物認可に反対である。 【理由1】食品添加物の指定に際して消費者にとっての必要性、有用性は食品安全委員会、厚労省薬事・食品衛生審議会、消費者庁、消費者委員会のいずれも審議していない。 【理由2】果実への防かび剤はすでに5剤も認可されており、これ以上増やす必要はない。現在、</p>	<p>フルジオキソニルについては、厚生労働省において新たに添加物として指定し、その使用する作物の範囲を拡大する手続きが進められていることから、これに併せ、消費者庁においても、これらの作物に添加物が使用された場合に表示を義務つける必要があると考え、そのための食品衛生法施行規則改正案についてパブリックコメントを行ったものです。 頂いた意見については、今回のパブリックコメントに対する御意見ではないため、回答は差し控えますが、今後の消費者行政の参考にさせていただきます。</p>

指定されている5剤の効果がなくなってきたというのであれば、その剤の指定を取り消し、総量規制をすべきである。

【理由3】メーカーの申請だけで、食品添加物の指定手続きにはいるのは問題である。

防かび剤の使用を認める果実の品目拡大に反対です。防かび剤を使用しなくても低温コンテナや二酸化炭素充填コンテナによる輸送、また空輸などで輸出はできないことはありません。

効かなくなった薬剤の指定削除をするのは最低限やるべき措置です。既指定の柑橘、バナナに認めた防かび剤を指定削除してください。

OPP以来、ポストハーベスト農薬を添加物として扱ってきたが、農薬を添加物に指定する発想は改めるべきである。

今回、フルジオキシニルの残留農薬基準緩和とともに、防かび剤として食品添加物指定するという奇策をとったのはポストハーベスト（PH）農薬を使用して高濃度残留する輸入果実を受け入れるためでしょう。このような工作をしてまで輸入果実のPH農薬残留を許容することは容認できません。

消費者庁は厚労省からフルジオキシニルに関する協議の申し入れがあった時、ほとんど、何もせず、「意見なし」と回答したことは問題。

消費者庁は直接、消費者委員会の食品表示部会に諮問をして、表示問題しか審議できないようにした。消費者委員会の親委員会で、食品添加物の新規指定に際して、安全性、有用性、必要性を審議していただきたい。そして、その旨建議をしていただきたい。

消費者の立場から総量規制や予防原則の観点で審査する部門は存在しません。早急に監視機能に特化した独立機関を設置してください。「総量規制」、「予防原則」そして「社会的受容」を判断の基準とし、消費者による審査機関の設置を強く要請致します。